

定価(消費税込)一箇年 一六、八〇〇円(郵送料を含む。)

山梨県公報

号外第四十四号	平成十七年 八月九日	火曜日
---------	---------------	-----

二 登録を行う日
三 縦覧に供する期間

いは九月十一日)
平成十七年八月二十九日
平成十七年八月三十日

目次 選挙管理委員会

直接請求又は解職の請求のための署名を求めることができない期間
衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙人名簿の登録に係る被登録資格
決定の基準となる日、登録を行う日及び縦覧に供する期間

選挙管理委員会

山梨県選挙管理委員会告示第三十九号

山梨県の区域において衆議院議員総選挙が行われるため、平成十七年八月九日から衆議院議員総選挙の期日までの間、山梨県の区域においては、地方自治法（昭和二十一年法律第六十七号）、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）及び市町村の合併の特例等に関する法律（平成十六年法律第五十九号）並びにこれらの法律に基づく政令の規定によるすべての直接請求又は解職の請求のための署名を求めることができない。

平成十七年八月九日

山梨県選挙管理委員会

委員長 石澤道夫

山梨県選挙管理委員会告示第四十号

公職選挙法（昭和二十五年法律第二百号）第二十二条第一項及び第二十三条第一項の規定により、平成十七年九月一日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙人名簿の登録について、被登録資格の決定の基準となる日、登録を行う日及び縦覧に供する期間を次のとおり定める。

平成十七年八月九日

山梨県選挙管理委員会

委員長 石澤道夫

一 被登録資格の決定の基準となる日 平成十七年八月二十九日（ただし、年齢につ

発行者 山梨県

甲府市丸の内一丁目六番一號

印刷所

(株)サンニチ印刷

甲府市北口二丁目六番